

江東区コミュニティ活動支援サイト会員規約

第1条（本規約の範囲）

1. 本規約は、江東区（以下「区」といいます。）が開設する、江東区コミュニティ活動支援サイト（以下「本サイト」といいます。）に関し、情報発信会員（以下「会員」といいます。）の登録、本サイトの利用等、必要な事項を規定したものです。

第2条（会員登録）

1. 本サイトで団体情報等を発信するためには会員登録を必要とします。
2. 会員登録には、本規約に同意したうえで、所定の登録申請手続きを行い、本サイトの管理者（以下「管理者」といいます。）の登録承認が必要です。
3. 会員登録する団体は、次に掲げる要件を全て備えなくてはなりません。
 - (1) 江東区内で活動する団体であって、非営利活動団体であること。
ただし、営利団体であっても、社会貢献活動を行っている団体であって、その社会貢献活動を発信する場合に限り、登録できるものとします。
 - (2) 構成員が3人以上であること。
 - (3) 団体の運営に関する規則（定款、規約、会則等）が定められていること。
 - (4) 次に掲げる活動を行っていないこと。
 - ア. 公序良俗に反する活動
 - イ. 法令に反する活動
 - ウ. 宗教活動又は政治活動
 - エ. 特定の公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを主たる目的とする活動
 - オ. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は、暴力団の構成員もしくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある活動
 - カ. その他、管理者が適当でないと認めた活動
4. 前項の要件を満たしている団体は、次に掲げる書類を管理者に提出するものとします。
 - (1) 団体規約、会則、定款等
 - (2) 会員又は役員名簿
 - (3) 活動概要がわかる資料等

5. 前項の規定にかかわらず、申請の段階で、本サイトの会員登録と同等以上の要件を満たしていると管理者が認めた次に掲げる団体は、書類の添付を省略することができるものとします。

(1) 内閣府又は東京都の認証を受けている特定非営利活動法人

(2) 社会福祉法人江東区社会福祉協議会江東区ボランティア・地域貢献活動センターの地域貢献活動団体登録要綱に基づく登録団体

6. 第4項の規定により、管理者が要件を満たしていると認めた団体は、本サイト上の団体登録フォームにより申請するものとします。ただし、それにより難い場合は登録申請書（第1号様式）により申請するものとします。

7. 管理者が会員として承認することを不適切と判断した場合、登録の承認を行わない場合があります。また、承認後であっても承認の取り消しをすることがあります。

8. 本サイトへの会員登録は1団体1件のみとし、複数件の登録があった場合は、管理者の判断により登録情報の削除ができるものとします。

第3条（ログインID及びパスワード）

1. 管理者は、本サイトを利用した情報の提供及び本サイトに登録した情報（以下「登録情報」といいます。）の書き換えを希望する団体に対して、ログインID（以下「ID」といいます。）及びパスワードを発行します。

2. ID及びパスワードは、譲渡、売買等を行うことはできません。

3. ID及びパスワードは、会員の責任において適切に管理するものとします。

4. 区及び管理者は、ID及びパスワードの使用上の過失及び第三者の利用に伴う損害について、一切の責任を負わないものとします。

第4条（登録情報）

1. 登録情報は管理者が所有するものとし、個人が特定できる情報については本人による同意がある場合を除き、外部への提供は行わないものとします。

2. 会員の登録情報の全ての項目に関して、いかなる虚偽の登録も認めないものとします。

3. 会員は、住所、Eメールアドレスその他サービスへの登録情報に変更が生じたときは、速やかに変更の手続きを行うものとします。

第5条（会員の禁止事項）

1. 会員は、次に掲げる項目に該当する、又はその恐れのある情報発信を行うことを

禁止します。

- (1) 公序良俗に反する情報
- (2) 法令に反する情報
- (3) 他の会員又は第三者の著作権を侵害する情報
- (4) 他の会員又は第三者を誹謗、中傷する情報
- (5) 他の会員又は第三者に不利益を与える情報
- (6) 選挙運動、政治活動、宗教活動、営利活動もしくはこれに類する情報
- (7) 本サイトの運営を妨害する情報
- (8) その他、管理者が不相当と判断する情報

第6条（著作権等）

1. 会員は、事前に管理者又は著作権者の特段の許諾がある場合を除き、本サイトを通じて提供される著作物を著作権法で定める私的使用の範囲内でのみ利用するものとします。

第7条（登録及び登録情報の抹消）

1. 管理者は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員の承諾の有無にかかわらず、登録及び登録情報の抹消をすることができるものとします。
 - (1) 登録要件を欠いた場合
 - (2) ID又はパスワードを不正使用した場合
 - (3) 不正な登録又は行為があった場合
 - (4) 本規約に違反した場合
 - (5) その他、管理者が必要と認めた場合
2. 会員は、登録を抹消されたときは、サイトで保有する全ての権利を失うものとします。
3. 管理者は、登録を抹消した会員に対して、提出書類等の返却義務を負わないものとします。

第8条（退会）

1. 会員を退会する場合は、退会届（第2号様式）を提出することとします。

第9条（サービスの中断、停止等）

1. 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員の承諾を得ることなく、サービスの一部又は全部を中断又は停止することができるものとします。
 - (1) サイトの定期保守、更新又は緊急に停止する必要がある場合

- (2) 火災、停電、天災等の不可抗力によりサービスの提供が困難な場合
- (3) インターネットを通じた不正な侵入等によりサービスの提供が困難な場合
- (4) その他、不測の事態により管理者がサービスの提供が困難と判断した場合

第 10 条（サービス内容の変更等）

1. 管理者は、サイトの運営上必要があるときは、会員の承諾を受けることなく、サービスの内容を変更、追加又は中止することができることとします。

第 11 条（サイトの閉鎖）

1. 区及び管理者は、一定の予告期間をもってサイトの閉鎖を行うことができることとします。

第 12 条（免責）

1. 区及び管理者は、理由の如何を問わず、サイトのサービス提供が遅延、中断、停止又は変更等したことに起因してサイト会員が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。
2. 区及び管理者は、会員がサイトの利用を通じて得た情報等の正確性、特定の目的への適合性等について一切の保証責任を負わないものとします。
3. 区及び管理者は、サイトの情報等に起因して生じた損害に対して一切の責任を負わないものとします。
4. 会員は、サイトを通じて提供される情報に関し、会員間又は第三者と紛争が生じた場合は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、区及び管理者に損害を与えないものとします。

第 13 条（所轄裁判所）

1. サイトの利用に関して、区及び管理者と会員との間に訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の所轄裁判所とします。

第 14 条（規約内容の変更）

1. 管理者は、合法的かつ一般的良識から逸脱しない範囲で、本規約の内容の一部を会員へ通告することなく変更することができることとします。

附 則

この規約は、平成 23 年 7 月 28 日から適用します。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。